

法科大学院設置計画履行状況等調査の結果等について (平成24年度)

1. 調査の目的等

設置計画履行状況等調査（以下、「アフターケア」という。）は、各法科大学院の教育水準の維持・向上及びその主体的な改善・充実に資することを目的として、文部科学省令（※1参照）及び告示（※2参照）に基づき、文部科学省が、設置認可後、当該認可時における留意事項（設置基準の要件は満たしているが、一層の改善・充実が必要と認められた事項）、学生の入学状況、教育課程の編成・運営状況、教員組織の整備状況その他の設置計画の履行状況について、各法科大学院から報告を求め、書面、面接又は実地により調査するものである。

2. 実施体制及び実施方法

大学設置・学校法人審議会大学設置分科会では、アフターケアについて、運営委員会の下に「設置計画履行状況等調査委員会」を設置し、所要の調査審議を行っているが、法科大学院については、新たな法曹養成の中核を担うものであるという制度の特質を踏まえ、特に専門的な調査審議を行う必要があることから、従来から、「法科大学院特別審査会」（別紙1）に付託し、調査に当たっている。

法科大学院特別審査会では、昨年度のアフターケアで留意事項が付された法科大学院（1件）（別紙2）を対象として書面調査を実施した。書面調査は、「留意事項実施状況報告書」に基づき、昨年度に付された留意事項への対応が適切に行われているかを中心に調査した。

3. 総合所見

調査対象となった法科大学院において、昨年度のアフターケアにおいて付されたファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究）及び学生確保に関する留意事項について、十分な成果は出ていないものの、設置計画の履行状況を調査する観点からは一定の取組を行っていることが確認できた。今後は設置計画の履行を越えた抜本的な改善などにより、成果を期待したい。なお、法科大学院を始めとした全ての専門職大学院は、5年以内ごとに分野別の認証評価を受ける必要があり、今後は認証評価において質の保証が図られることとなる。

4. 今後の取組

法科大学院の認証評価を行う認証評価機関との有機的な連携を図るべく、これまでと同様、本調査の結果を各認証評価機関に送付することとしている。

※1 大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（抄）
（平成19年3月30日 文部科学省令第10号）

第14条 文部科学大臣は、設置計画及び留意事項の履行の状況を確認するため必要があると認めるときは、認可を受けた者又は届出を行った者に対し、その設置計画及び留意事項の履行の状況について報告を求め、又は調査を行うことができる。

※2 文部科学省告示第50号（抄）

大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第38条の規定に基づき、新たに大学院等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備の段階的な整備について次のように定める。

平成15年3月31日

（1・2略）

3 文部科学大臣は、大学院等の設置又は課程の変更を認可した後、当該認可時における留意事項、授業科目の開設状況、教員組織の整備状況その他の年次計画の履行状況について報告を求め、必要に応じ、書類、面接又は実地により調査することができるものとする。

※3 学校教育法第109条（抄）

（1・2略）

3 専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。

大学設置・学校法人審議会（大学設置分科会）
法科大学院特別審査会委員 委員名簿

◎・・・主査 ○・・・主査代理

【委員】

○ かみや まさこ
紙谷 雅子 学習院大学法学部 教授

【専門委員】

いとう けんすけ
伊東 研祐 慶応義塾大学大学院法務研究科 教授

◎ かとう てつお
加藤 哲夫 早稲田大学大学院法務研究科 教授

すぎき ひろし
洲崎 博史 京都大学大学院法学研究科 教授

つかはら えいじ
塚原 英治 東京南部法律事務所 弁護士（第二東京弁護士会所属）

ふじい としあき
藤井 敏明 司法研修所 教官（判事）

(別紙2)

法科大学院設置計画履行状況等調査の対象校一覧(平成24年度)

	区 分	設置 年度	大 学 院 名	研究科・専攻名	入学定員	位 置
1	私立	17	愛知学院大学大学院	法務研究科 法務専攻	25 人	愛知県
	合 計		1大学		25	